

秋田市教育委員会  
令和3年5月定例会  
(事前配付資料①)

【資料目次】

付議案件

議案第8号 職員の人事について承認を求める件 … 1

協議事項

(3) 第4次秋田市教育ビジョンの策定について … 3

(4) 令和4年度使用秋田市立中学校教科用図書社会（歴史的分野）の採択  
について … 5

教育長等の報告

(1) 令和3年度の教育委員会事務の点検・評価について … 12

議案第8号

職員の人事について承認を求める件

職員の人事については、急を要したので秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和31年秋田市教委規則第5号）第4条の規定に基づき、別紙のとおり、教育長が臨時に代理して処理した。

## 秋田市教育委員会人事異動に関する件（課長級以上）

## ○ 令和3年5月1日付け（併任）

課長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏名
生涯学習室参事	子ども未来センター所長 兼少年指導センター所長	伊藤和則

解除 課長級

発令内容（新しい所属・職）	（現在の所属・職）	氏名
教育委員会職員併任を解く	生涯学習室参事	畑山淑子

第4次秋田市教育ビジョンの策定について

部 門	所属団体および役職	氏 名
1 学校教育	秋田大学教育文化学部長 秋田大学大学院教育学研究科教授	佐 藤 修 司
2 学校教育	秋田公立美術大学副学長 秋田公立美術大学教授	毛 内 嘉 威
3 学校教育	秋田大学大学院教育学研究科教授	武 田 篤
4 学校教育	秋田大学教育文化学部副学部長 秋田大学教育文化学部教授	林 良 雄
5 学校教育	秋田市小学校校長会会長 秋田市立日新小学校長	高 野 誠一郎
6 学校教育	秋田市中中学校校長会会長 秋田市立泉中学校長	工 藤 隆
7 学校教育	秋田公立美術大学特任教授 前秋田市立秋田商業高等学校長	山 脇 聡
8 学校教育	秋田市PTA連合会会長	清 水 隆 成
9 社会教育	秋田大学大学院教育学研究科教授 秋田市社会教育委員	原 義 彦
10 社会教育	国際教養大学国際教養学部 基盤教育社会科学准教授	梶 本 歩 美
11 社会教育	NPO法人子育て応援Seed理事長	山 崎 純
12 社会教育	社会教育委員議長	三 浦 研 二
13 社会教育	秋田市生涯学習奨励員	乙 供 美 香

第4次秋田市教育ビジョン体系図(案)

目指す姿	目 標	施策の方向性
郷土あきたの未来をひらく「自立と共生」の人づくり	【目標1】 志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実	1 豊かな人間性の育成
		2 確かな学力の育成
		3 健やかな心と体の育成
		4 今日的な課題に対応した教育の充実
		5 教育の質を高める体制の充実
		6 高等学校教育の充実
	【目標2】 将来にわたり安全安心で快適な学校教育環境の整備	1 良好な学校教育環境の整備
	2 安全安心な学校教育環境の整備	
	【目標3】 生涯を通じて個性と能力を發揮できる社会教育の充実	1 学習機会の充実
		2 学習支援体制の充実
		3 学習成果の活用支援
		4 地域コミュニティづくりの推進
		5 読書活動の推進

## 令和4年度使用秋田市立中学校教科用図書社会（歴史的分野）の採択について

### 1 令和3年度に採択を実施する経緯

教科書は、通常、4年サイクルで編集、検定、採択、使用されるが、令和2年度に、自由社の「新しい教科書」が文部科学大臣の検定を経て合格し、令和3年度に採択替えを行うことが可能となったことから、今年度、改めて中学校歴史の種目について採択を行うものである。

中学校教科書の検定・採択の周期

種別 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学校（各種目）	検定	<b>採択</b>	使用開始		検定
中学校（社会歴史）		検定	<b>採択</b>	使用開始	検定

### 2 教科用図書採択地区協議会の設置

都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律 第12条）

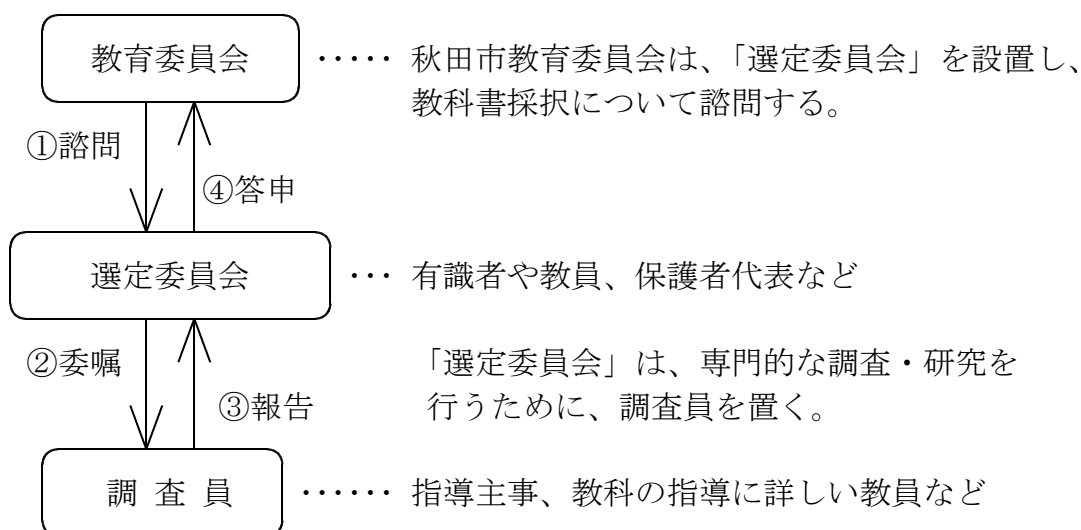
－本県における採択地区－

- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 鹿角地区        | (鹿角市、小坂町)                   |
| (2) 大館・北秋田地区    | (大館市、北秋田市、上小阿仁村)            |
| (3) 能代・山本地区     | (能代市、藤里町、三種町、八峰町)           |
| (4) 男鹿・潟上・南秋田地区 | (男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村) |
| (5) 秋田地区        | (秋田市)                       |
| (6) 由利本荘・にかほ地区  | (由利本荘市、にかほ市)                |
| (7) 大仙・仙北地区     | (大仙市、仙北市、美郷町)               |
| (8) 横手地区        | (横手市)                       |
| (9) 湯沢・雄勝地区     | (湯沢市、羽後町、東成瀬村)              |

※ 秋田市と横手市は、一市のみによる採択地区のため、採択地区協議会は不要

### 3 採択の手続き

#### (1) 小・中学校について



※選定資料については、本市で新たに作成する自由社の選定資料と令和2年度に本市で作成した東京書籍の選定資料を活用して採択する。

#### (2) 市立高等学校・美大附について

- ・校内委員会で採択（案）を作成→教育委員会7月定例会で採択

### 4 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会の構成

選定委員の構成は次のとおり

- |                 |    |     |
|-----------------|----|-----|
| (1) 学識経験者（大学教授） | 1名 |     |
| (2) 学校関係者（校長）   | 2名 |     |
| (3) 保護者         | 1名 |     |
| (4) 教育委員会事務局職員  | 1名 | 計5名 |

### 5 秋田市小・中学校教科用図書選定委員会調査員の構成

調査員の構成は次のとおり

- |                |    |     |
|----------------|----|-----|
| (1) 学校の教員      | 1名 |     |
| (2) 教育委員会事務局職員 | 1名 | 計2名 |

### 6 事務局

秋田市教育委員会学校教育課	課長	長谷山 庫之
	課長補佐	鈴木 公平
	主席主査	佐藤 貴之

7 令和4年度使用秋田市立中学校教科用図書社会（歴史的分野）の採択の流れ(案)

月	教育委員会	選定委員会	調査員
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田市小・中学校教科用図書選定委員会設置要綱の作成</li> <li>・選定委員会の設置（各委員への依頼）</li> <li>・教育委員会定例会5/27（要綱、委員の承認）</li> </ul>		
6月		<p>第1回選定委員会 6月2日(水)11:00～ 【5-A】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長の選任</li> <li>・教育長が、教科書の調査研究および選定について諮問</li> <li>・教科書採択の流れ、調査研究の基準等の確認</li> </ul>	<p>第1回調査員の会 6月3日(木) 15:30～【研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究</li> </ul> <p>第2回調査員の会 6月22日(火) 15:30～【研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究報告書の確認</li> </ul>
7月		<p>第2回選定委員会 7月7日(水)11:00～ 【5-A】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>調査研究報告書をもとに、調査員が説明する</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書の比較検討</li> <li>・選定理由の確認</li> </ul>	
	<p>7月 日( )選定委員会会長から教育長へ答申</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度使用中学校教科用教科用図書を採択（7月定例会※29日の予定）</li> <li>・県教委に採択した教科書を報告（7月末予定）</li> </ul>		

8 令和4年度使用中学校教科用図書

※別紙 教科書目録参照



# は し が き

- この教科書目録は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第6条第1項の規定により、指定教科書発行者の届出に基づき文部科学省において作成したものです。
- 義務教育諸学校において使用する教科書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第5項等の規定により、すべて教科書目録に記載された教科書のうちから採択しなければなりません(学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除く。)
- 目録中、予定価欄に記載された金額は、書目の届出時における教科書の定価認可基準等を参考として設定された予定額であり、実際に使用される際の定価は、文部科学大臣が当該教科書の使用年度に対応した定価認可基準を定めた後、認可されます。このため、予定価と実際に使用される際の定価が異なることがあります。
- 目録中、教科書の記号・番号欄にある「※」は、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」第6条第1項に基づき教科用特定図書等の標準的な規格に基づき作成した教科用拡大図書(以下「拡大教科書」という。)が教科書発行者から発行される予定があることを示しています。  
なお、拡大教科書のサイズ、分冊数、字体(フォント)、文字サイズなどの詳細は、文部科学省ホームページに掲載する予定です。
- 目録中、教科書の記号・番号欄にある「◆」は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成30年法律第39号)による改正後の学校教育法(昭和22年法律第26号)第34条第2項に規定する教材(以下「学習者用デジタル教科書」という。)が教科書発行者から発行される予定があることを示しています。
- この目録に記載された中学校(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。)用教科書の種目別の種類数・点数は、次の表のとおりです。

種 目	種類数	点 数	種 目	種類数	点 数
国 語	種 4	点 12	美 術	種 3	点 7
書 写	種 4	点 4	保 健 体 育	種 4	点 4
社会(地理的分野)	種 4	点 4	技 術・家 庭(技術分野)	種 3	点 4
社会(歴史的分野)	種 8	点 8	技 術・家 庭(家庭分野)	種 3	点 3
社会(公民的分野)	種 6	点 6	英 道	種 6	点 18
地 理	種 2	点 2		種 7	点 27
数 学	種 7	点 24			
理 学	種 5	点 15	合 計	種 70	点 146
音楽(一般)	種 2	点 6			
音楽(器楽合奏)	種 2	点 2			
					(21者)

## 中 学 校 用 教 科 書 目 録

(令和4年度使用)

令和3年4月  
文部科学省

国語 書写

※教科書の記号・番号欄の※は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)  
 ※教科書の記号・番号欄の◆は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型ページ数	予定価(円)	検定済年	著作者
2	1-3	701 ◆	新しい書写 一・二・三年	AB 146	451	令2	平形 精選
東書 15	1-3	702 ◆	現代の書写 一・二・三	B5 130	451	令2	ほか20名 中瀬 正徳
三省堂 17	1-3	703 ◆	中学書写	AB 146	451	令2	ほか7名 角井 博 加藤 祐司 長野 秀重 ほか20名
教出 38	1-3	704 ※	中学書写 一・二・三年	B5 158	451	令2	宮澤 正明 ほか13名
光村							

社会 社会(地理的分野)

※教科書の記号・番号欄の※は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)  
 ※教科書の記号・番号欄の◆は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型ページ数	予定価(円)	検定済年	著作者
2	1-2	701 ◆	新しい社会 地理	AB 302	801	令2	矢ヶ崎 典雄 坂上 康俊 谷口 将紀 ほか108名
東書 17	1-2	702 ◆	中学社会 地理 地域にまなぶ	AB 308	801	令2	竹内 裕一 ほか26名
教出 46	1-2	703 ◆	社会科学 中学生の地理	AB 310	801	令2	加賀美 雅弘 ほか22名
帝国 116	1-2	704 ※	世界の姿と日本の国土	AB 298	801	令2	水内 俊雄 ほか67名
日文							

社会 社会(歴史的分野)

※教科書の記号・番号欄の※は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)  
 ※教科書の記号・番号欄の◆は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型ページ数	予定価(円)	検定済年	著作者
2	1-3	705 ◆	新しい社会 歴史	AB 308	801	令2	坂上 康俊 矢ヶ崎 典雄 谷口 将紀 ほか108名
東書 17	1-3	706 ◆	中学社会 歴史 未来をひらく	AB 318	801	令2	久留島 典子 ほか28名
教出 46	1-3	707 ◆	社会科学 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き	AB 310	801	令2	黒田 日出男 ほか14名
帝国 81	1-3	708 ◆	中学歴史 日本と世界	AB 296	801	令2	橋場 茂 秘井 英治 ほか21名
山川 116	1-3	709 ◆	中学社会 歴史的分野	AB 336	801	令2	藤井 謙治
日文 225	1-3	712 ◆	新しい歴史教科書	AB 変型 312	801	令3	ほか59名 藤岡 信勝 ほか10名
自由社 227	1-3	710 ◆	[最新]新しい日本の歴史	AB 318	801	令2	伊藤 隆 ほか27名
青騰社 229	1-3	711 ◆	ともに学ぶ人間の歴史	A4 308	801	令2	安井 俊夫 ほか26名
学び舎							

社会 社会(公民的分野)

※教科書の記号・番号欄の※は拡大教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)  
 ※教科書の記号・番号欄の◆は学習者用デジタル教科書の発行予定があることを示す(はしがき参照)

発行者の番号・略称	使用学年	教科書の記号・番号	書名	判型ページ数	予定価(円)	検定済年	著作者
2	3	901 ◆	新しい社会 公民	AB 262	801	令2	谷口 将紀 矢ヶ崎 典雄 坂上 康俊 ほか108名
東書 17	3	902 ◆	中学社会 公民 ともに生きる	AB 272	801	令2	成田 晋一郎 ほか27名
教出 46	3	903 ◆	社会科学 中学生の公民	AB 246	801	令2	江口 勇治 ほか16名
帝国 116	3	904 ◆	よりよい社会を目指して	AB 264	801	令2	野間 敏克 ほか61名
日文 225	3	905 ◆	新しい公民教科書	AB 270	801	令2	小山 常美 ほか10名
自由社 227	3	906 ※	[最新]新しいみんなの公民	AB 254	801	令2	川上 和久 ほか25名
青騰社							

## 令和3年度秋田市小・中学校教科用図書選定委員会要綱

### (設置)

第1条 秋田市立中学校（以下「学校」という。）において使用する「社会科（歴史的分野）」に係る令和4年度中学校教科用図書（以下「教科書」という。）に関して調査研究することにより、教育委員会が行う教科書採択の適正な実施を図るため、秋田市小・中学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教科書について調査研究するとともに、採択することが望ましい教科書を選定し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、学校関係者、保護者および教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 委員は、令和3年8月31日をもって解任されるものとする。

### (会長および副会長)

第4条 委員会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれらを決める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、会長（最初の会議については、教育長）が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (委員の責任)

第6条 委員は、委員会の任務を達成するため、公正に調査研究および審議に当たるとともに、その任務に際し、知り得た秘密を保持しなければならない。

(調査員)

第7条 教科書について専門的な調査研究を行わせるため、調査員若干名を置く。

2 調査員は、学校の教員および教育委員会事務局職員のうちから教育委員会が任命する。

3 調査員は、教科書についての調査研究が終了したときは、その結果を委員会に報告しなければならない。

4 調査員は、前項の報告が終了したときは、解任されるものとする。

(欠格事項)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員および調査員となることできない。

(1) 教科書、教師用指導書等の著作者又は著作に協力した者

(2) 配偶者および三親等内の親族が教科書発行者の役員又は従業員である者

(3) 教科書発行者から金品等を収受したことがある者

(4) 採択年度を含む過去5年度間に教科書発行者が主催する会議や研修会に参加した者

(委員会の設置期間)

第9条 委員会を置く期間は、委員が委嘱又は任命される日から令和3年8月31日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、学校教育課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年8月31日限り、その効力を失う。

## 令和3年度の教育委員会事務の点検・評価について

### 1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の所管する事務の管理および執行の状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ議会に提出するとともに、公表するもの。

### 2 実施方針

点検・評価の対象とする施策・事業については、教育ビジョンの体系に基づき選定された、前年度の主要な事務事業とする。

#### (1) 対象事業の選定

昨年度の教育委員会4月定例会において議決された「令和2年度秋田市の教育について」中の「令和2年度の主要な施策・事業」を選定する。

#### (2) 評価シートの構成（別紙様式参照）

- ①「実績および成果（自己評価）」
- ②「今後の課題と対応（当該年度以降の取組）」
- ③「方向性」
- ④「学識経験者の意見等」（当該年度にいただいた意見等）

### 3 点検・評価アドバイザー（学識経験者）（案）

- ・佐藤修司 秋田大学大学院教育学研究科 教授【継続】
- ・原 義彦 秋田大学大学院教育学研究科 教授【継続】

### 4 主な作業スケジュール

5月27日	教育委員会5月定例会：実施方針の協議
7月上旬	教育委員へ事務局案の提示、意見募集依頼
7月下旬	教育委員会7月定例会：事務局案についての意見聴取
8月下旬	教育委員会8月定例会：最終案の提示 学識経験者から意見聴取（～9月上旬）
9月下旬	教育委員会9月定例会：点検・評価報告書議決 市議会に報告（机上配布）

令和3年度 教育委員会事務の点検・評価報告書 様式（案）

目標 1	志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ学校教育の充実
施策の方向性 2	確かな学力の育成
施策 1	学習指導の充実

施策・事業	内容	実績および成果 (自己評価)	今後の課題と対応 (令和3年度以降の取組)	方向性
小・中学校情報教育環境の整備 (学事課)	教育の情報化を推進するため、小・中学校の教育情報ネットワークシステムおよび情報機器などのICT環境を整備する。	<p>(記載例)</p> <p>小学校において〇〇台、中学校において〇〇台のパソコンを更新し、情報機器の適切な維持管理に努めた。</p> <p>※本事業については、令和元年度の点検・評価報告書において、学識経験者の意見として「ICT活用のために、設備の継続的な整備が必要である」との意見をいただいております、それを踏まえた記載内容とする。</p> <p>※方向性については、拡大・見直し・継続・縮小・終了から選択することとする。</p>	<p>(記載例)</p> <p>学校における情報機器の適切な維持管理を行うため、小学校において〇〇台、中学校において〇〇台のパソコンを更新する。</p>	<p>(記載例)</p> <p>拡大</p>

【学識経験者の意見等】

--

